

令和7年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第1回会議録

内容承認	未承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会 議 名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第1回）		
日 時	令和7年6月4日（水）午後2時～4時		
場 所	岸和田市立男女共同参画センター 講座室2		
出席委員	石元委員（会長）、中川委員（副会長）、富田委員、三森委員、清遠委員、柿本委員、葛迫委員、谷委員、内田委員、阪本委員、三宅委員 （以上 11名出席）		
事 務 局	生嶋市民健康部長、今橋人権・男女共同参画課長、 達人権推進担当長、花岡担当員、岡本担当員		
関 係 者	松本人権教育課長		
傍聴人数	1人		
案 件	1. 令和6年度 実績報告について 2. 令和7年度 実施計画について		
配布資料	・ 次第 ・ 岸和田市人権施策推進プラン【冊子】 ・ （資料1）令和6年度岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書 ・ （資料2）令和6年度岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書【評価一覧】 ・ （資料3）令和7年度人権施策推進プラン 進行管理スケジュール ・ （資料4）岸和田市人権施策推進プラン 令和7年度重点施策 ・ （資料5）令和7年度岸和田市人権施策推進プラン 実施計画書 ・ （資料6）令和7年度岸和田市人権施策推進本部本部会での主な意見		

〈 議題等 〉

1. 委員委嘱
2. 委員の紹介
3. 議題

【案件】

- （1）令和6年度 実績報告について
- （2）令和7年度 実施計画について

〈 概要 〉

【会長】

開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。ちょうどこの6月1日に改正刑法が施行されました。改正点とは何かと申しますと、刑務所の待遇です。刑務所がこれまで「懲らしめる」場所であったのを「立ち直りの場」にしていくということで、118年ぶりの改革となりました。

改革の理由としては、日本の再犯率が高いことが挙げられます。刑務所を出所した人、つまり刑余者が再犯する率は5割を超えています。ノルウェーでは10数パーセント、イタリアも2割程度で、これらと比較すると、日本は非常に再犯率が高いといえます。

性暴力や覚せい剤で刑務所に入所した人については、10年以上前から再犯防止プログラムが取り組まれておりますが、させられているという認識ではモチベーションが上がらず、自ら取り組むようなプログラムにしないと実を結ばない面があり、思ったような成果を上げていないという現状があります。

もう一つの問題としては、刑務所には知的障害者、精神障害者、高齢者が多くいることが挙げられます。割合としては知的障害者が23%、精神障害者が15%とされています。また、高齢者も増加しており、15%程度占める中で、その4分の1が認知症を患っていると言われています。

要するに福祉に繋がらないといけない人が刑務所に入所している実態があります。これは法務省自体がなかなか情報公開しないために実態が広く伝わらず、社会の関心が大変低く、十分な議論がされていないことが原因のひとつであると考えられます。人権の視点から刑務所の実態、これを広く議論していく必要があると考えます。何よりも再犯率が下がれば犯罪は少なくなるわけですし、再犯は本人にとっても非常に不幸なことですし、犯罪の被害者になる方にとっても当然不幸なことです。このような悪循環を断つ取り組みは、やはり市民の関心が高まらないと、なかなか前に進まないのではないかと強く感じます。

6月で法律が改正されましたが、法律が変わったからといって実態が変わるというわけではありません。特に日本は刑務官が少なく、刑務官1人当たりの受刑者は4人を超えています。他国と比較しますと、イギリスは刑務官1人当たりの受刑者1.6人という現状です。かつ対応するスキルの問題もあります。また、刑務所は基本的には冷房暖房がありません。岩手刑務所以北は暖房がついているだけです。そのため、名古屋刑務所では熱中症で亡くなられた方も出たりしています。そのような現状も含めて、懲らしめる施設から立ち直る施設へと、日本の刑務所は本質的に

変化していく必要があると感じています。そのためには中身の実態を広く公開して、議論することが必要ではないかなと強く感じるところです。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本日の審議ですが、令和6年度岸和田市人権施策推進プラン実績報告を受けた後、令和7年度実施計画について審議したいと思います。

【事務局】

令和6年度実施報告の説明

【会長】

ただいまの報告に関しまして、委員の方々からご質問、ご意見ございましたらどうぞお出してください。

【委員】

1点目、資料2の11ページ項番97について、旧優生保護法について市としての取組は3.7とありますが、実際にどのような活動を行ったのか評価の根拠を教えてください。市役所として当事者に情報提供する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2点目、先日令和7年5月3日に開催された市民フェスティバルの音楽祭に参加しました。その際、中央公園の駐車場について障害者割引を受けられることを初めて知りました。割引についてはインターフォンのみの対応であったため、聴覚障害を持つ方は確認できない状況にありました。そもそも、割引がいつから始まっていたのかもわかりません。割引等減免の方法をしっかりと表示するなど対応していただきたいです。

【会長】

2点につきまして、事務局からよろしくお願いいたします。

【事務局】

まず、1点目について資料2、11ページ項番97「旧優性保護法一時金に関する

周知及び法律に基づく取組の推進についての評価根拠や取組の内容」については資料 1 の 38 ページに該当する 4 課の実績を記載しております。各課それぞれ取り組み内容を記載しておりますが、保護法一時金についての制度周知についてホームページやチラシ等での啓発を行っております。

これらは、令和 6 年度の実施計画として、広報媒体により啓発を行う計画を立てており、計画と実績を比較し達成度を算出しております。ある担当課の項目で申しますと、ホームページ上やチラシを用いて啓発を実施したことから、5 点という評価をしております。

他の担当課などでは、必要な方に対し広報を行っていますが、必要な方に相談窓口などを利用してもらえよう、より効果的な周知などが必要であるという判断から、3 点という評価をさせていただいております。

その他、各担当課につきましても自己評価という点数になりますが、それぞれ 3 点、4 点という評価をしております。

3.7 につきましては、この 4 課の平均点をとりまして 3.7 という点数をつけさせていただいているところでございます。

2 点目につきまして、中央公園の駐車場の減免がいつから実施しているか、視覚聴覚に障害のある方はどのようにすればこの減免の適用を受けられるか、周知の方法に問題はないかについては、担当課に改めて確認させていただきます。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

追加で質問があります。

1 点目につきまして、活動内容はわかるのですが、具体的に岸和田市としてどれぐらいの人が被害を受けたか、何人が申請したか、具体的に数字として表して欲しいです。それができて初めて、その取り組みの成果が出ると思います。また、実際被害を受けた人は、70 歳以上の方が多いと思います。スマホを使ったインターネッ

トやホームページは見ないと思います。優生手術を受け、子どもがいらっしゃらない方が多いため、支援できる方もいないという現状です。それを補う方法としては、ホームページはそぐわないと思います。そのような方法をとるのもわかるのですが、実際の被害者に対して直接伝えるという意味では足りないと思っております。

中央公園の駐車場について、私も実際確認してみたら、「中央体育館の受付に行ってください」という案内でした。遠い受付まで行くのは面倒だと感じました。聞こえる、聞こえないにかかわらず申請しづらい状況であると思っています。後日、良い方法がありましたら確認の上、ご報告お持ちしたいと思っています。

【会長】

事務局につきましては、1 点目について回答お願いします。2 点目につきましては、また調べたうえでお答えいただきますようお願いします。

【事務局】

追加のご質問を頂戴しました、旧優性保護法一時金に関する対象者が何人いるか、どのくらい申請があるかは、岸和田市で対応しているかどうかも含め、確認し後日回答させていただきます。

【会長】

後日調べてということですが、その業務を担当する課の方がこの場におられると早く説明ができるかと思いますので、関連する部局の方に出席していただく方が良いと思います。今後の課題として考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

資料 2、4 ページの女性の人権について、他の人権項目は A が多いのに女性の人権は B であることが気になります。項番 29「事業所における差別解消などの取組の支援」について、今年度は 3.5 となっており、令和 4 年の 2.5 から 1 点上がって

おりますが、大幅に上がらないなと感じています。事業所では取り組めていないと感じます。

また、他の項目も5点には届いておらず、なぜだろうと疑問に思います。岸和田女性会議としても補助金を受けながら、女性の人権や男女共同参画について事業を進めていますが、市民に知っていただくことが難しいと感じています。岸和田女性会議は1988年に発足しました。当時に比べると男女共同参画の視点を持つ方が増えたと感じていますが、まだまだ広まっていないと思っております。広めるためにはどうすれば良いか悩んでおります。評価において若い人の参加が少ないとあり、それがネックになっていると思いました。

もう1つ、資料2、9ページ項番77「認知症の人を支える家族のつどい」について、このつどいは市民の方の協力により支えられています。しかし、支えている人も高齢者であり、市民だけに頼るのもよくないと考えています。2025年問題と言われる社会の中で、どのような手立てが打たれるのか、具体的に何かする必要があると思います。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が、2024年1月1日に施行されていますが、市民に広く伝わっていないように思います。市民全体にこのような認知症の基本法ができたことや、認知症に対する理解を進めるためには、どのような方法をとるべきか具体的に考える必要があると思います。

今年度女性会議では市からの助成金を用いて、認知症に関する事業や桃山学院大学の先生をお招きして講演会を実施することを検討しております。このような講演会を知っていただくために頑張っておりますが、参加者が少ないのが悩みです。

【会長】

ご意見ということでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。参加者を増やすためのアイデアがあればまた教えてください。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

資料 1 に関して、大きく 2 点の質問をいたします。

まず 1 点目です。自己評価について、5 点や 3 点と評価されていますが、この点数の「ものさし」はあるのでしょうか。5 点の意味合いがすべて同じなのか、3 点と考えているのが同じ意味合いなのかがわからないので教えていただきたいです。

2 点目について資料 1、50 ページ項番 139 について「事業所における差別解消などの取組の支援」の達成度が 3 と評価をされている。これは本邦外出身者に関する項目なので在日外国人への差別について事業者がどのような取り組みをしているかということかと思う。今回は研修会を実施し 11 名の参加であったという内容に対し、3 点という自己評価をつけられている。

ここで 2 つ質問があるのですが、まず事業所の中でそのような差別を受けた実績があるのでしょうか。次にこの項番 139 は 3 点ですが、17 ページ項番 29 は、同じ内容で同じ実績が書かれているにも関わらず、達成度は 4 点となっています。女性差別撤廃に向けた取り組みは 4 点、本邦外の方々については 3 点となっており、評価の揺れについて教えていただきたいです。

【会長】

ただいまご質問がありましたので、事務局よりよろしく願いいたします。

【事務局】

まず、資料 1 の自己評価については、各課の自己評価ということで、各課が立てた計画から、達成度を算出しています。本日の資料にはございませんが、例えば 5 点満点にする指標は作成しております。例えば 5 点満点については、計画が 100% 達成できたらつけるというものです。50%以下とかであれば、3 点未満をつけるというものです。評価 1 というのは、計画を立てたけれど実施しなかったというよ

うな指標について、それぞれ評価を行う担当課に示しております。ただし、すべてが項目に当てはまるというわけではございませんので、基準については各施策実施担当課により、5点満点から1点の中で、評価が少し揺れると考えられます。

次に、資料1、50ページの項番139、17ページの項番29の評価の揺れにつきまして17ページの項番29の方からご説明をさせていただければと思います。

令和6年度、人権・男女共同参画課で女性の人権についての施策として、事業所を対象とした研修会を実施いたしました。それ以外にも、人権・男女共同参画課の方では市内事業所に対しての研修等々を行っておりました。

この研修の内容につきまして、障害者の人権と記載しておりますが、女性の人権も絡めてのお話しをしていただいたという経過がございますので、参加人数は少なかったのですが、5点満点ではない4点という評価をしております。50ページの項番139についても同じ内容を記載しておりますが、こちらも障害の人権だけでなく、外国人に対する内容もお話しいただいたため記載しております。こちらにつきましては、外国人に関するお話について2年連続同じ内容となったこと、参加人数が少ないということを総合的に判断しまして、評価3としました。以上でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

（後半については）理解できないが、結構です。

同じ11人内容も同じで4点と3点となることが理解に苦しむので、「ものさし」はあるのかと質問しました。

【会長】

また次回説明資料を作成いただき、説明していただくということでお願いします。
他にありましたらどうぞ。

【委員】

人権擁護委員が、各小学校と中学校に、法務局からの配布物で、「SOSミニレター」という誰に言わなくても、その用紙に書いて投函できる取組と、中学生には作文コンテストを出してくださいという資料を今週お配りしています。その中で、資料1、3ページ項番2の下から2番目学校教育課の「権利の理解のための学習機会の提供」についてお伺いしたいことがあります。

取り組み内容として「子どもへの学習機会の提供にあたり、内容の更新に努める」という中で、実績として、定期的な校園長会、指導主事の学校訪問を通じて、随時取り組んでいるとありますが、評価5ということもあり本委員の先生から具体的に何をしているかお教えいただきたいと思います。

また、人権擁護委員が、人権教室に行かせていただいておりますが、委員の中では中学校にも行ってみたいという意見があり、そのための教材について、小学生向き、中学生向き等いろいろ考えているため、今具体的にもう取り組んでいることとかあれば、教えていただきたいと思います。

【会長】

まずは、事務局からでよろしいですか。

【委員】

はい。

【事務局】

学校教育課、人権教育課と2課記載しております。2課を合わせて学校教育部としまして、校園長会での依頼や指導主事が随時学校訪問をしております。人権学習や各教科学習にて指導助言を行っております。人権教室については、幼稚園、小学校、中学校で校園長会通じて案内をしております。

昨年も幼稚園1園について、人権擁護委員の皆様から子どもたちにお話していただいたと聞いております。また昨年度はボッチャ等の体験も行っていただき、小学校も実施したと聞いております。

今年度も、人権擁護委員の皆様が実施してくださっています人権教室を校園長会にて伝えております。

【委員】

中学校での人権教育はどのようなものでしょうか。まだ中学校の方には、人権教育ということで、人権擁護委員が伺ったことがないのですが、中学校での人権教育・教室、というのを外部の人権擁護員などに頼むということはあるのでしょうか。

【事務局】

人権擁護委員の方が中学校での実施については、私が知る限りでは現在まだないと認識しております。しかし、法務局からのSOSレターの取組や、作文コンテストについては、夏休みの宿題などで案内したり、国語や社会やその他の教科の中で作文を書いたりもあります。

【会長】

それでは次の委員の方をお願いします。

【委員】

子どもの人権について質問したいと思います。資料 1、20 ページから 23 ページをご覧ください。資料の 2 は、6 ページから 7 ページです。子どもの権利条約を日本が批准をして昨年で、30 年となりました。ではこの 30 年で、子どもの人権が尊重される社会に、変化してきたのかということを、私たち大人が検証していかなければいけないと思います。

そこで、これらの資料を見させていただきますと、数値による自己評価集計について本当に大変だったと思います。ご苦労さまでした。多くの項目において、非常に高い評点が示されております。資料 2 では A になっていますし、資料 1 では、5 点に近い評定がたくさんあったと思います。しかし、この条約の精神から言いますと、子どもの最善の利益を第 1 に考えて大人が何をできるのかということを、この施策に結びつけて取り組んでいるか、要は当事者である子どもたちが安心して、学

校生活を送れているかという実態こそが大事だと思うのです。いじめを受けていないのか、あらゆる差別を受けていないかなどの実態はどのようなになっているのでしょうか。

【事務局】

子どもの権利条約については、子どもの最善の利益や、子どもが意見を表明していく内容が記載されているかと思います。

まずは、先生方にこの権利条約にかかわらず、様々な人権課題について教員研修を進めているところです。ご質問にありましたいじめや差別の実態ですが、例えば、いじめについては、毎月、いじめの件数や実態について、学校で調査を行いまして、教育委員会に書類提出を求めています。またいじめに重ね合わせ、人権課題が生じた際には、学校園から情報をもとに一緒になって取り組んでおります。併せて校内研修市の研修を行っています。

実態把握につきましては、さきほどお伝えしました調査やアンケートなど学校と情報共有しています。

【委員】

大切なことは、子どもたちの満足度ですね。こういった政策によって子どもたちがどのように、安心安全で、学校生活を送れているのかを問わなければいけないと思います。お話にありましたような実態調査をきっちり行っていただいて、それを分析するということも、繰り返しやっていただきたいと思います。

あと、表記について、資料 1、3 ページ一番下、人権教育課の実績ですが、「児童の権利条約」と記載がありますが、正しくは「児童の権利に関する条約」です。これが政府約となります。それを通称、子どもの権利条約と呼んでいますが、このような表記も大事にする必要があると思います。

また、この子どもの権利条約について、学校教育でどのように教育を行っているのかを改めて確認をさせていただきたいです。

この子どもの権利条約には 4 つの柱があります。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、こういった権利が子どもたち自身にあるのだということを

しっかりと伝えた上で、より豊かな学校生活を送れるような工夫をする必要がありますが、そのような教育をされているのか教えていただきたいと思います。

【事務局】

表記につきましては改めさせていただきます申し訳ございませんでした。

子どもたちへの教育ですが、まずは先生方に、この国や府の動き、権利条約の内容を研修の中で知っていただくことを今現在進めているところです。そして例えば、子どもたちは、府の教材や、権利条約についてのすごろく、表情を表すカード等を用いて考える取り組みを行っています。様々な教材教具がありますので、各学校では、人権学習の時間だけでなく、各教科指導等でも実施しているところです。まだまだ課題が大きいとは思っておりますので、これから子どもたち自身が自分たちには権利があるのだという内容を知ることができるよう、教育委員会から学校園へ伝えていく必要があると考えております。

【会長】

他にどうでしょうか。

【委員】

子どもの権利条約について、30 年前、公民館活動に自主学習グループがあり、その中の 1 つにハート&ハートというグループがありました。そのグループが子どもの権利条約について、岸和田弁で作成していました。岸和田弁で作ったことにより、子どもたちは理解しやすかったと思います。30 年前は結果を発表し、その後何年かは続けていましたが今はおそらく埋もれていると思います。子どもの権利条約について、泉南市で行われた泉州ブロックの講演会でその話を伺い、岸和田弁になおした権利条約を作ったことを思い出しました。すごろくなども良いと思いますが、岸和田弁で親しみやすい権利条約を知ってもらえたら嬉しいです。

【会長】

私から 1 点だけお伝えします。資料 1、9 ページ項番 13「様々な人に配慮した

避難所の整備と運営」について意見があります。近年避難所についてはトイレの問題が挙げられるようになりました。公的な施設は男女のトイレ面積が1対1という現状があります。そうすると、どうしても女性の方に行列ができてしまうことになります。駅やデパートでもよく見る光景ですが、この問題があまり重視されていないことが問題であると考えます。新しい施設でも面積が1対1となっています。台湾は3対1から5対1にすることが決まっているそうです。

岸和田市ではどうしているかわかりませんが、そのような視点で議論していくことも大事ですし、新庁舎の計画があるのであれば、最低3対1を目指してほしいと考えます。特に、市民の方々が来る場所のトイレというのは配慮をすべきですので、関係課にお伝え願えればと思います。

では時間も大分経過しましたので、次に進みたいと思います。資料3 人権施策推進プランの年間スケジュールに関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

人権施策推進プランの年間スケジュールについて説明

【会長】

ただいま説明がありました年間スケジュールにつきまして、質問とご意見ございましたらどうぞお申し出ください。例年と違い、今年度は人権意識調査を行いますので審議会4回設けるという説明でした。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、重点施策についてご説明よろしく願いいたします。

【事務局】

令和7年度重点施策について説明

【会長】

ただいま事務局から重点施策について説明がありました。これに関しましてご質問ご意見ございましたらどうぞお出してください。

【委員】

重点施策のお話をいただきました。理解はしましたが、具体的に何をするのがはっきり見えないです。勉強します、呼びかけますということはわかるのですが、市としてこのようなことをやっていて、私たち市民はどのような影響を受けるのか実感を持つことが大切だと思っています。何か、具体的な中身を出していただけるとうれしいです。市がやっている講演会、最近で言うと市役所の建て替えの市民説明会の際、障害者団体として出た意見をお伝えします。聞こえないときに手話通訳や、文書通訳が全く用意されていない、障害者団体に対し説明と意見を聞く場が全くなかったという意見です。私は大事な問題であると思っています。そのため、この3つの重点施策に従って具体的にどのような取り組みをするのかを出していただきたいなと思います。

【会長】

事務局よりよろしくお願いいたします。

【事務局】

令和7年度の実施計画につきましては、昨年度3月の時点に、来年度どのような方向性で施策を進めるか検討した上で作成をしております。この後、資料5でご説明いたしますが、新年度の具体的な施策については、この計画を立てている段階では確定しておりません。よって、令和7年度の実施計画や重点施策につきましては、申し訳ございませんが具体的な表記がありません。

これら重点施策につきましては、先ほどお伝えした幹事会の中で決定しております。幹事会は、岸和田市の73課の課長級から構成されている会議になっております。その中で、今回この3点を重点施策として取り組むことが決定いたしました。これを踏まえた上で、令和7年度の重点施策を実務担当者も含めまして作成しています。今の時点で、具体的にどのような計画の中でどのような取り組みをするかは、お示しすることができません。具体的な取り組みについては今現在、各課で取り決めを行っているところでございます。この後、令和7年度の実施計画の中で、担当課の計画の一部をご紹介させていただこうと考えております。ただし、計画のわか

る範囲での例になりますので、おっしゃっていただいたような各課での取り組みについては、各課計画段階につき今の時点で今お答えすることは非常に難しいです。実際にどのような取り組みを実施したのかが判明するのは、来年2月の実績見込み報告となります。

【会長】

今の回答でよろしいでしょうか。来年になれば具体的に取り組み内容が出てくるということですね。

資料1、資料2を見ますと、施策の項番25が出てこないのですが、25番については昨年度実施していないと理解していいのでしょうか。

【事務局】

項番25についてはプランの冊子26ページ、担当課と記載されている箇所をご覧ください。「主要課題ごとに掲載」と記載されております。先ほど実績報告の中で令和6年度の実績報告で施策項番6のご報告をさせていただきました。こちらの取り組みにつきまして、内容をご説明させていただきます。この1から28の項目につきましては、人権課題すべてにおいて取り組むべき項目となっております。そのためこちらには記載せず、女性の人権、子どもの人権など、主要課題として17項目設けておりまして、その中で様々な啓発を行うものとしております。

その各項目の中で記載しておりますので、資料、1、資料2では達成度や、実績報告の具体的な内容を記載しておりません。

【会長】

わかりました。他にございませんでしょうか。では続きまして、実施計画についてご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】

資料5 令和7年度実施計画及び重点施策、資料6 岸和田市人権施策推進本部会の意見について説明。

【会長】

ありがとうございました。今年度の実施計画と本部会での主な意見を紹介いただきました。ただいまの報告に関しましてご質問ご意見ございましたらお出しください。

【委員】

お礼とお願いです。お礼は去年の本会議で、国際親善協会で作成した「やさしい日本語」という冊子を市で使って欲しいと意見しましたら、早速担当課の方が講演会を企画してくださったことです。本当に感謝いたします。講演会の人数等も報告書に記載されておりますが、私どもが作成している広報誌にも写真入りで掲載しております。研修会には市や担当課の方など様々な部署の方が来られました。お願いは、また講演会や研修をしてくださいということではないです。本業がある中で時間をとるのは大変かと思いますが、草の根的な動きをしていただきたいと思います。なぜかと申しますと、先ほど会長もおっしゃっていましたが、南海トラフが近づいているようなこともありまして、避難所を開設した際に、当然外国人も来ます。そのような方は神戸や能登の震災では大変であったという話を聞きます。もし、岸和田で震災等が発生した場合、各課でできることは何か検討いただきたいと思います。研修会のニーズだけではなく、広がりをもたせようとする等、データに出すのは難しいと思いますが検討いただきたいと思います。

【会長】

他にご意見、ご質問がございましたらどうぞお出しください。はい。

【委員】

お願いが2点ございます。

1点目につきまして、今年はデフリンピックというものが開かれます。聞こえない方々のオリンピックというものです。それに関する内容が全く載っていないことが少し残念だと思っております。今年だけの取り組みではありますが、人権や障害者の理解を広める1つの機会になると思いますので、ぜひ取り組み入れていただき

たいと思います。また、デフリンピックでは、岸和田市民が、出場する見込みになっております。岸和田市としても、良い機会になると思いますのでぜひお願いいたします。担当課だけではなく、様々な課の人にも力を合わせていただいて、宣伝周知していただきたい、つなげていただきたいと思っております。

2 点目は、地域の障害者、特に聞こえない方のコミュニケーションの問題です。そのような方と、関係づくりが難しい問題があります。町内会での活動や、避難訓練において、障害がある方、例えば耳が聞こえない人が参加できないという実態があります。普段なかなか関係づくりができないので、そのような行事に参加しようと思っても一緒には参加できません。本当に災害、地震が起こったときに、協力体制の中に入っていけないと考えています。今のままでは、障害のある人たちが、たくさん亡くなってしまうことが想定できますので、取り組みをお願いしたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。

【委員】

外国籍の子どもについて、民生委員児童委員協議会の中で、主任児童委員が中心となり、5 月 6 月頃に各校区の学校を訪問することになっております。地域差はありますが、毎年 1 つのテーマを決めておりまして、今年のテーマは各学校に外国籍の子どもが何人いるか確認することとなりました。日本語を少し話せるお子様や、初めて日本語に触れるお子様がいらっしゃるので、実態を校長先生や教頭先生お聞きして、どのように対応されているかお聞きしたいと考えております。各主任児童委員が文章にまとめたものを取りまとめますので、7 月の報告会で報告いたします。大体、各学校に何人いるかわかると思います。もしよろしければ、主任児童委員を通じてお知らせいたします。

【会長】

他にございませんでしょうか。本日は用意しておりました議事、すべて終了いた

しましたので、審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。